

宇部、山口労働基準監督署からの
お知らせ
4月から電話番号が変わります
(ファックス番号は変更ありません。)

- 宇部労働基準監督署
 - ・方面〔☎0836(31)4500〕
(賃金・労働時間等労働条件に関する
こと)
 - ・安全衛生課〔☎0836(48)0089〕
(労働災害防止・健康確保に関すること)
 - ・労災課〔☎0836(48)0090〕
(労災保険の手続きに関すること)
 - ・宇部総合労働相談コーナー
〔☎0836(31)4509〕
- 山口労働基準監督署
 - ・方面〔☎083(922)1238〕
 - ・安全衛生課〔☎083(600)0361〕
 - ・労災課〔☎083(600)0362〕
 - ・山口総合労働相談コーナー
〔☎083(600)0370〕
 労働に関するご相談等、引き続きご
利用ください。

「総合労働相談コーナー」
のご案内

山口労働局では、労働局内及び各労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー（無料）」を設置しています。労働者、事業主からの、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ（パワーハラスメントを含む）など労働問題に関するあらゆる分野のご相談を面談や電話でお受けしています。

- 問い合わせ先
 - ・秋芳町、美東町の人
山口労働基準監督署内（山口市中
河原町6-16 山口地方合同庁舎
1号館）
〔☎083(600)0370〕
 - ・秋芳町、美東町以外の人
宇部労働基準監督署内（宇部市
新町10-33 宇部地方合同庁舎）
〔☎0836(31)4509〕

全国健康保険協会
特定健診のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入する40歳から74歳までの被扶養者は、特定健診を受診できます。

対象者へは、協会けんぽから特定健診の受診券が4月中旬に自宅宛てに送られます。受診券が届きましたら、健診実施機関へ予約のうえ、受診券と健康保険証を持って受診してください。

健診実施機関等については、協会けんぽ山口支部のホームページをご覧ください。ただくお問い合わせください。

- 問い合わせ先
全国健康保険協会山口支部
保健グループ
〔☎083(974)1501〕
〔☎https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamaguchi/〕

マイナンバーカードで マイナポイントが予約できます



令和2年度（9月）に、国がマイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポイント」の実施を予定しています。

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約（マイキーIDの設定）する必要があります。

市では、マイナポイントを予約するための端末を本庁舎1階の市民室、各総合支所の総合窓口課に設置しています。マイナポイントの予約を希望される人は、各窓口職員（本庁舎で予約を希望される場合は総合案内、各総合支所で予約を希望される場合は総合窓口課）にお声かけください。必要に応じて設定支援も行います。

なお、マイナンバーカードの取得については市民課住民係へ問い合わせください。



マイナポイント

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約した人を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイント（キャッシュレスで2万円分のチャージ又は買い物をすると一人あたり上限5千円分）を国が付与する仕組みです。

※ご自分のパソコン（公的個人認証サービス対応のICカードリーダライタが必要）やスマートフォン（公的個人認証サービス対応）を使ってマイナポイントの予約もできます。

※ソフトウェアやアプリのインストールが必要です。

マイキーID

マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を活用してインターネット上で利用するIDです。マイナポイントの予約により、マイキーIDが自動で付与されます。

市役所の端末を利用してマイナポイントを予約する場合に必要なもの

- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号（マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号）

問い合わせ先
【マイナポイントの予約（マイキーID設定）に関する問い合わせ窓口】
総務課行政係〔☎0837(52)1110〕
【マイナンバーカードの取得窓口】
市民課住民係〔☎0837(52)5230〕

令和2年度上半期
犬・猫の譲渡会を開催します

山口県動物愛護センターでは、4月から9月の間、毎月2回犬・猫の譲渡会を開催します。譲渡会に参加される人は、事前に講習会の受講が必要です。

また、講習会に併せて、子犬のしつけ方教室も開催します。詳しくは、下記へお問い合わせください。

- 問い合わせ先 山口県動物愛護センター
(山口市陶943-12)
〔☎083(973)8315〕
〔🌐http://doubutuaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/〕

高齢者・障がい者のための
弁護士電話法律相談

消費者被害、遺言・相続、成年後見、財産管理、介護、虐待などのご相談をお受けします。

高齢者・障がい者本人、家族、支援者からの相談にも応じます。

- 日時 4月14日☎、28日☎
5月12日☎、26日☎
6月9日☎、23日☎
全て10時～12時
- 相談電話番号 〔☎083(920)8730〕
- 問い合わせ先 山口県弁護士会
〔☎083(922)0087〕

4月納付
カレンダー 4月30日(木)

納付種別	納付対象
固定資産税・都市計画税	1期
市営住宅使用料	4月分

市営住宅入居者募集一覧(令和2年4月空家募集)

◆公営住宅(住宅に困窮する低所得者に対し、比較的安い家賃で住宅を供給するために建てられた住宅です。)

住宅番号	団地名	住所	募集戸数	単身入居	空き部屋	間取り	住戸面積	構造	建設年度	下水	エレベーター	家賃(円)	入居可能時期
A	下領北B棟	大嶺町東分2011	1戸	○	402号(4階の部屋)	3LDK	75.5	耐火4階	H21	○	○	24,000~47,200	5月下旬
B	下領北F棟	大嶺町東分1991-1	1戸	○	103号(1階の部屋)	3LDK	75.5	耐火4階	H16	○	○	23,500~46,300	
C	下領北F棟	大嶺町東分1991-1	1戸	○	204号(2階の部屋)	2LDK	56.6	耐火4階	H16	○	○	17,600~34,700	
D	池尻台2号B棟	大嶺町東分1313-4	1戸	○	8号(2階の部屋)	3DK	58.7	耐火3階	H2	○	×	16,400~32,200	
E	於福団地2棟	於福町下2685-4	1戸	○	10号(1~2階の部屋)	3DK	65.2	簡易耐火2階	S59	×	×	13,400~26,300	
F	秋吉八重A棟	秋芳町秋吉724-2	1戸	○	106号(1階の部屋)	2LDK	66.2	耐火3階	H18	合	○	20,800~40,900	
G	秋吉八重B棟	秋芳町秋吉724-1	1戸	○	301号(3階の部屋)	2LDK	66.2	耐火3階	H16	合	○	20,600~40,600	
H	三本松3棟	美東町大田5385	1戸	○	312号(1階の部屋)	3LDK	74.3	耐火3階	H9	○	○	22,500~44,200	6月下旬
I	白土4棟	美東町真名1035	1戸	○	411号(1階の部屋)	3LDK	70.9	耐火3階	H4	合	×	20,400~40,000	
J	白土4棟	美東町真名1035	1戸	○	421号(2~3階の部屋)	3LDK	79.6	耐火3階	H4	合	×	22,900~44,900	

※持家のある人は原則として申込みができません。

※下水欄に「合」印がある団地は、合併浄化槽が設置してあります。

※「E:於福団地2棟」は、浴槽・給湯器の設置は自己負担となります。

◆特定公共賃貸住宅(中堅所得者等に良好な居住環境の住宅を供給するために建てられた住宅です。)

住宅番号	団地名	住所	募集戸数	単身入居	空き部屋	間取り	住戸面積	構造	建設年度	下水	エレベーター	家賃(円)	入居可能時期
A	麦川C棟	大嶺町奥分311-13	1戸	×	9号(2階の部屋)	3LDK	88.56	耐火2階	H8	○	×	45,000~55,000	5月下旬
B	三本松5棟	美東町大田5401-1	1戸	×	521号(2階の部屋)	3LDK	82.0	耐火3階	H11	○	○	46,000~56,000	
C	秋吉八重C棟	秋芳町秋吉737-1	1戸	×	106号(1階の部屋)	3LDK	86.5	耐火3階	H14	合	○	45,000~56,000	
D	白土6棟	美東町真名1035	1戸	×	611号(1階の部屋)	3LDK	77.08	耐火3階	H6	合	×	41,000~48,000	6月下旬
E	白土6棟	美東町真名1035	1戸	×	621号(2~3階の部屋)	3LDK	85.13	耐火3階	H6	合	×	45,000~54,000	

※下水欄に「合」印がある団地は、合併浄化槽が設置してあります。

◆定住促進住宅(住宅不足の解消及び定住促進のために建てられた住宅です。)

住宅番号	団地名	住所	募集戸数	単身入居	空き部屋	間取り	住戸面積	構造	建設年度	下水	エレベーター	家賃(円)	入居可能時期
A	温湯第2	美東町大田5375-1	1戸	×	201号(2階の部屋)	2LDK	54.5	簡易耐火2階	H9	○	×	33,000(固定)	5月下旬

入居資格について

- ①住宅の種類によって申込み資格が異なります。詳しくはお問い合わせください。
- ②入居の際には、敷金(家賃の3か月分)と連帯保証人2人が必要になります。

募集期間 4月1日☎~15日☎

※郵送の場合は、募集期間中の消印のあるものが有効です。

申込み・問い合わせ先 建設課(☎0837(52)1116)

令和2年度 美祿市税・料 納付カレンダー

税・料目(担当課)	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税 収納対策課 〔☎0837(52)5235〕				1 期 納期限 6月30日		2 期 納期限 8月31日		3 期 納期限 11月2日			4 期 納期限 2月1日		
固定資産・都市計画税 収納対策課 〔☎0837(52)5235〕		1 期 納期限 4月30日			2 期 納期限 7月31日					3 期 納期限 12月25日		4 期 納期限 3月1日	
軽自動車税 収納対策課 〔☎0837(52)5235〕			全 期 納期限 6月1日										
国民健康保険税 市民課保険年金係 〔☎0837(52)5231〕					1 期 納期限 7月31日	2 期 納期限 8月31日	3 期 納期限 9月30日	4 期 納期限 11月2日	5 期 納期限 11月30日	6 期 納期限 12月25日	7 期 納期限 2月1日	8 期 納期限 3月1日	9 期 納期限 3月31日
後期高齢者医療保険料 市民課保険年金係 〔☎0837(52)5231〕					1 期 納期限 7月31日	2 期 納期限 8月31日	3 期 納期限 9月30日	4 期 納期限 11月2日	5 期 納期限 11月30日	6 期 納期限 12月25日	7 期 納期限 2月1日	8 期 納期限 3月1日	
介護保険料 高齢福祉課介護保険係 〔☎0837(52)5229〕					1 期 納期限 7月31日	2 期 納期限 8月31日	3 期 納期限 9月30日	4 期 納期限 11月2日	5 期 納期限 11月30日	6 期 納期限 12月25日	7 期 納期限 2月1日	8 期 納期限 3月1日	9 期 納期限 3月31日
市営住宅使用料 建設課管理係 〔☎0837(52)1116〕		4月分 納期限 4月30日	5月分 納期限 6月1日	6月分 納期限 6月30日	7月分 納期限 7月31日	8月分 納期限 8月31日	9月分 納期限 9月30日	10月分 納期限 11月2日	11月分 納期限 11月30日	12月分 納期限 1月4日	1月分 納期限 2月1日	2月分 納期限 3月1日	3月分 納期限 3月31日
下水道事業受益者負担金 上下水道局管理業務課 〔☎0837(52)0795〕					1 期 納期限 7月31日		2 期 納期限 9月30日		3 期 納期限 11月30日		4 期 納期限 2月1日		
有線テレビ使用料 地域振興課 〔☎0837(52)1128〕			1 期 納期限 6月1日		2 期 納期限 7月31日		3 期 納期限 9月30日		4 期 納期限 11月30日		5 期 納期限 2月1日		6 期 納期限 3月31日

納期を必ずお守りください。

※市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の年金からの特別徴収は除きます。

各種相談

年金 4月8日 美祿市民会館
9時30分～12時、13時～15時30分
予約先 宇部年金事務所〔☎0836(33)7111〕

農業問題 4月14日 農業委員会事務局
9時～11時30分 ※開催1週間前までに要予約
予約先 農業委員会事務局〔☎0837(52)5241〕

職業 4月の職業相談は中止です。
ご了承ください。
問い合わせ先 宇部公共職業安定所〔☎0836(31)0164〕

人権
4月8日 13時30分～16時30分 秋芳地域福祉センター
4月15日 9時～12時 美祿市民会館
4月15日 13時30分～16時30分 美東地域福祉センター
4月22日 13時30分～16時30分 別府公民館
問い合わせ先 山口地方務局人権擁護課〔☎083(922)2295〕

行政

4月15日 10時～12時 美祿市民会館
4月22日 13時30分～16時30分 別府公民館
問い合わせ先 市民課〔☎0837(52)5230〕

心配ごと

毎週水曜日13時30分～16時30分
(※受付は16時まで)
4月1日 美祿市社会福祉協議会、赤郷公民館
4月8日 豊田前公民館、秋芳地域福祉センター
4月15日 美祿市社会福祉協議会、美東地域福祉センター
4月22日 美祿市社会福祉協議会、別府公民館
問い合わせ先 美祿市社会福祉協議会〔☎0837(52)5222〕

司法書士による無料法律相談
13時30分～15時30分
4月2日 美祿市役所
※5月7日 美東総合支所
(※4月30日 予約開始)

弁護士による無料法律相談
13時30分～15時20分
4月16日 美祿市役所
(4月9日 予約開始)
予約先 市民相談室〔☎0837(52)5230〕

固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について



詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。

ご不明な点は税務課固定資産税係までお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課 ☎0837(52)5234



固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買、相続、家屋の新・増・改築・取り壊し、土地の現況が変わった人及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

※交付を希望される場合は1枚につき10円の複写料がかかります。

閲覧開始日 4月1日(土)～(土・日曜日・祝日を除く。)

※4月1日(土)～30日(木)まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東・秋芳総合支所及び全ての出張所で
固定資産課税台帳(写)の発行が可能です。

閲覧できる人

- ①納税者 ②納税義務者 ③納税管理人
- ④納税者と同居の親族(確認が必要となります。)
※納税者と別居している親族は委任状が必要です。
様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ⑤借地人及び借家人(確認が必要となります。)
※当該権利の目的である土地又は家屋について記載された部分のみ
- ⑥納税者から委任を受けた人
(必ず委任状を持参してください。)
- ⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人
(法の定めによる管理人・管財人など)
※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ
- ⑧賦課期日(1月1日)以後の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日(土)～30日(木)(土・日曜日・祝日を除く。)

縦覧時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 美祢地域分→税務課

美東地域分→美東総合支所

秋芳地域分→秋芳総合支所

(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人

- ①納税者
- ②納税者から委任を受けた人
(必ず委任状を持参してください。)
- ③納税者と同居の親族及び納税管理人
(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認ができるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法

- ①窓口備付縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備付のメモ用紙をお願いします。
- ③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報の保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④縦覧期間経過後は、開示することはできません。

弁護士による無料法律相談開催

日常生活でのいろいろな法律問題について、弁護士が相談をお受けします。

相談は無料ですので、諸問題の解決にご利用ください。

対象者は市内にお住まいの人となります。

相談日時 毎月第3木曜日 13時30分～15時20分

相談場所 美祢市役所又は各総合支所

相談時間 1人20分以内

申込み方法 電話による予約制で先着5人です。

予約受付 原則、相談日の1週間前の木曜日から開始します。

(開庁日の8時30分～17時に受付けます。)

予約電話 市民相談室 ☎0837(52)5230

なお、相談日、予約受付開始日等が変更になる場合があります。

毎月発行される広報「げんきみね。」でご確認ください。



相談日 (13時30分～15時20分)	会場	予約受付開始日 (8時30分～17時)
4月16日(土)	美祢市役所	4月9日(土)
5月21日(土)	美祢市役所	5月14日(土)
6月18日(土)	秋芳総合支所	6月11日(土)
7月16日(土)	美祢市役所	7月9日(土)
8月20日(土)	美祢市役所	8月13日(土)
9月17日(土)	美東総合支所	9月10日(土)
10月15日(土)	美祢市役所	10月8日(土)
11月19日(土)	美祢市役所	11月12日(土)
12月17日(土)	秋芳総合支所	12月10日(土)
令和2年		
1月21日(土)	美祢市役所	1月14日(土)
2月18日(土)	美祢市役所	2月10日(土)
令和3年		
3月18日(土)	美東総合支所	3月11日(土)

問い合わせ先 市民相談室 ☎0837(52)5230

令和2年 農作業標準賃金

農作業標準賃金表は次のことを考慮のうえ、活用してください。

☆この表は標準額を示したもので、特別な事情（休耕田、湿田、小規模田、形状の悪い田など）がある場合は、受委託者双方で賃金を協議してください。

☆下記金額には消費税が含まれています。

☆労働時間は実働8時間（休息午前15分、午後15分）、昼食は持参。間食は原則として出さない。

☆機械作業の単位の設定は1枚のほ場面積10アールを基準とします。

☆農作業機械、燃料は受託者持ち。農薬、肥料は委託者持ちとします。

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241

作 業 種 別			単 位	金額 (円)	摘 要
一 般 農 作 業			1 日	7,000 ～8,000	実働8時間、昼食持参
田 植 時	荒起し		10アール	8,000	畑耕転含む（休耕田は別途双方協議）
	返し		10アール	5,000	1 回
	畦塗り		1 メートル	110	機械で出来る範囲(四角は残ります。石の多い所は別途双方協議)
	代かき		10アール	8,500	植代まで（2 回）
	田植え作業		1 時間	1,000	補植作業及び手植作業
	機械田植え		10アール	8,000	苗運搬は委託者、薬剤同時処理は500円加算、側条施肥は10アール当たり20kgにつき500円加算
育 苗	発芽苗		1 箱	450	箱・土・農薬・肥料・種もみは受託者 運搬は委託者
	植付苗		1 箱	600	
管 理	農薬・肥料散布		10アール	1,800	ホース持ちは受託者
				2,000	田の中を巡回（10アール当たり20kgを超える場合は別途双方協議）
	草刈り	刈払機	1 時間	1,800	1 時間当たり休憩15分を含む
		モア	10アール	6,000	遊休農地は別途双方協議
収 穫 時	ハーベスター		10アール	10,000	オペレーター付（定置脱穀も同じ）
	バインダー		10アール	10,000	オペレーター付（周り刈り、ひもは委託者）
	コンバイン		10アール	20,000	オペレーター付（周り刈り以外の脱穀作業は、その他条件がある場合は別途双方協議）
	乾 燥 と も み す り	半乾(はぜ)	1 俵	1,300	運搬は別途加算、水分が25%以上の場合は別途双方協議 10俵以下の場合、半乾13,000円、生乾22,000円
		生乾	1 俵	2,200	
オペレーター			1 時間	1,500	田植え時、収穫時とも機械は委託者のもの 大型機械は別途協議（田植機6条、コンバインとトラクターは30 P S 以上）

農地の賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月の1年間に農用地利用集積計画で公示された賃貸借における農地の賃借料（10アール当たり）を取りまとめましたのでお知らせします。

農地の賃貸は賃貸借と使用貸借があります。（割合は5：5）

田（水稻）の部

種 別	美祢地域	美東地域	秋芳地域	市全域
金 納	最高額	13,499円	8,000円	9,410円
	最低額	2,000円	1,660円	1,000円
	平均額	6,817円	4,012円	2,885円
	データ数	165	211	434
物 納	最高量	60.90kg	34.60kg	39.06kg
	最低量	4.55kg	2.65kg	3.44kg
	平均量	19.03kg	15.34kg	19.72kg
	データ数	60	57	66

データ数は集計に用いた筆数ですが、使用貸借は除いています。

畑（普通畑）の部

種 別	美祢地域	美東地域	秋芳地域	市全域
金 納	最高額	7,000円	7,326円	25,000円
	最低額	7,000円	7,326円	10,000円
	平均額	7,000円	7,326円	21,552円
	データ数	1	1	8
物 納	最高量	— kg	— kg	— kg
	最低量	— kg	— kg	— kg
	平均量	— kg	— kg	— kg
	データ数	0	0	0



問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241

昨年度約9割の人の生活習慣に変化あり！

みね健康マイレージ

申込み不要

健康マイレージってなに？



皆さんの健康づくりを応援する取り組みです。

食事や運動など生活習慣の目標を立てて実施したり、がん検診を受けたり、健康づくり教室へ参加することでポイント（マイレージ）を貯めていきます。

＜実施期間＞5月1日金～令和3年1月29日金

＜対象者＞18歳以上の市民（在勤含む）

＜チャレンジシート配布場所＞保健センター、各総合支所、各公民館

市ホームページからもダウンロードできます。



35ポイントためてお得な特典カードをもれなくゲット！
さらにポイントを貯めると抽選で嬉しい景品が当たる！！

問い合わせ先

健康増進課 ☎0837(53)0304

美祢市看護師・准看護師 奨学金貸付制度

市では、将来、美祢市内の医療機関等で看護師・准看護師（以後「看護師等」と記載します。）の業務に従事しようとしている人に対して、奨学金の貸付けを実施します。看護師等を目指す人はぜひご活用ください。

対象者 将来、美祢市内の医療機関等で看護師等として就業するために、看護師等になるための大学、学校、養成所（以後「養成施設」と記載します。）に4月から入学する人。市外在住の人や、すでに在学している（申請年月からの貸付けとなります。）人も対象です。

奨学金の額など 看護師 月額 5万円
准看護師 月額 3万円（いずれも無利子）

返還免除 以下に該当した場合、奨学金の貸付けを免除します。

- 養成施設を卒業後、奨学金を受けた月数の1.5倍の月数を、市内の医療機関等で看護師等として従事したとき
- 准看護師の養成施設を卒業後、引き続き看護師の養成施設に在学し、卒業後市内の医療機関等でその通算月数を看護師として従事したとき

申請期間 4月1日金～4月16日金

なお、募集期間を過ぎて申請を希望する人は、下記までご相談ください。

貸付決定など 審査委員会で選考のうえ、貸付決定者へは6月から貸付けを行います。

申請書について 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

右のQRコードが下記問い合わせ先のURLをご利用ください。



美祢市保健センター、美東・秋芳総合支所総合窓口課にも備付けています。

申請・問い合わせ先 健康増進課

☎0837(53)0304 ☎0837(53)1099 ✉kenkou@city.mine.lg.jp

🌐http://www2.city.mine.lg.jp/www/contents/1519175211989/index.html

4月の日曜休日当番医

美祢市医師会	診療時間	9時～17時	美祢郡医師会	診療時間	9時～17時
5日回 山本医院	大嶺町中村上	☎0837(52)1516	5日回 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
12日回 三澤医院	西厚保町大村	☎0837(58)0011	12日回 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
19日回 野間クリニック	大嶺町長ヶ坪	☎0837(54)0510	19日回 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
26日回 ともの園クリニック	於福町萩原	☎0837(56)5000	26日回 吉崎内科医院	美東町大田	☎08396(2)5066
29日回 札幌クリニック	大嶺町吉則	☎0837(52)2847	29日回 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515

保健だより



育児相談

4月7日回	13時30分～15時	美祢市保健センター
4月14日回	10時～11時30分	美東保健福祉センター
4月21日回	13時30分～15時	秋芳保健センター

3歳児健康診査

4月13日回 12時30分～13時15分 美祢市保健センター

両親学級【イクメンセミナー】

4月18日回 9時30分～12時 美祢市保健センター

1歳6か月児健康診査

4月27日回 13時～13時30分 美祢市保健センター